

	契 約 係 用
○	業 者 用

令和 6 年度

業 務 委 託 仕 様 書

委託業務一覧表 通年業務委託番号 416

名 称 西車両基地 クレーン定期点検

特定随契の場合
その業者名 _____

要求課 車両課

(外線 6 4 3 - 3 0 1 1)

担当者 中出 実 (内線 8 2 1 0)

1 適用

本仕様書は、西車両基地に設置している天井クレーン等の定期点検業務に適用する。

2 履行場所

札幌市西区二十四軒1条4丁目1-2

札幌市交通局高速電車 西車両基地

3 履行期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで。

ただし、原則として1回の点検につき基地内作業日数は、月例点検は2日以内、年次点検は9日以内（性能検査実施年は2日付加する）に行うこととし、実施日については委託者と打合せ、了解を得ること。

4 業務範囲

(1) 工場線クラブトロリ式天井クレーン（無線遠隔制御装置付）

10/3t～1基、10t～1基

月例点検（11回）・年次定期点検整備、荷重試験

(2) 搬入庫クラブトロリ式天井クレーン（無線遠隔制御装置付）

10/3t+10t～1基

月例点検（11回）・年次定期点検整備、荷重試験

(3) クラブトロリ式天井クレーン

7.5/2t～2基

月例点検（11回）・年次定期点検整備、荷重試験

(4) ホイスト式クレーン

1.0t～4基

年次定期点検整備、荷重試験

(5) 車体吊り金具（年次定期点検時、2台）

別紙「車体吊り金具検査特記仕様書」による。

5 業務内容

(1) クレーン月例定期点検

一般社団法人日本クレーン協会発行の「天井クレーン定期自主検査指針・同解説」に基づく検査を行い、点検・整備を実施するとともに無線遠隔制御装置一式については動作確認を行う。なお、クレーン月例定期点検は、毎月1回（クレーン年次定期点検の実施月を除く）、計11回行うものとする。

(2) クレーン年次定期点検

ア 一般社団法人日本クレーン協会発行の「天井クレーン定期自主検査指針・同解説」に基づく年次法定点検を行い、点検・整備を実施する。

なお、クレーン年次定期点検は9月に行うものとする。

イ 対象となる天井クレーンについては荷重試験及び法に基づく性能検査を行う。

ウ 無線遠隔制御装置一式について、各 부품の動作確認並びに電気性能試験及び調整を行う。

エ 車体吊り金具について、特記仕様書のとおり非破壊試験を実施する。

(3) その他

ア 無線遠隔制御装置一式内訳

- | | | |
|--------------|----------|----------|
| (ア) 制御器 | 金陵電機(株)製 | KC3122B |
| (イ) 制御器側受信装置 | 金陵電機(株)製 | KC2122BS |
| (ウ) 双方向側送信機 | 金陵電機(株)製 | KC3182A |
| (エ) 双方向側受信装置 | 金陵電機(株)製 | KC2422A |

イ 点検に必要なクレーン等の運転は、受託者で行うものとする。

ウ 荷重試験、性能試験に要するウェイトは、受託者で準備すること。

エ 性能検査（隔年）に必要な申請書の手続き及び立会い業務は受託者が負担するものとするが、性能検査手数料については、委託者が直接クレーン協会に納付する。（検査証有効期限 令和7年10月5日）

オ 月例及び年次点検により発見された不良箇所（軽微なもの）は、委託者と打合せ、整備又は修理を行うこと。なお、交換部品については上記

(3) ア項を除き委託者が支給する。

カ 各種検査、作業においては、各々に該当する有資格者（玉掛技能講習を修了した者、クレーン・デリック運転士免許（限定なし又はクレーン限定）取得者、第一種または第二種電気工事士の有資格者、非破壊試験技術者の有資格者）が実施すること。

6 業務実施上の留意事項

- (1) 検査実施に当たっては、委託者と事前に日程の打合せを行うこと。
- (2) 業務実施日は、基地入場許可証の交付を受けてから作業を行うこと。
- (3) 点検作業は高所作業を伴うので、作業員本人及び高所作業場所付近の安全対策を施してから作業を行うこと。

7 経費の負担

本業務の遂行に要する経費のうち、車両基地内で使用する電気・水道等については委託者の負担とする。なお、交換部品等が発生した場合は、委託者と協議のうえ、支給する。

その他、本業務に必要な工具、消耗品等委託者の負担を除く全ての経費は、受託者の負担とする。

8 提出書類

契約締結後、受託者は委託者が指定する書類を提出書類一覧による期日までに提出すること。

提出書類一覧

	提出書類	提出期限	部数	サイズ	備考
1	業務着手届	着手と同時	1	A 4	
2	業務工程表	着手と同時	1	A 4	
3	業務主任経歴書	着手と同時	1	A 4	
4	業務員名簿	着手と同時	1	A 4	
5	資格一覧表	着手と同時	1	A 4	
6	点検業務日報	点検後速やかに	1	A 4	
7	検査成績表	点検後速やかに	1	A 4	
8	実施報告書	点検後速やかに	1	A 4	
9	年次検査業務 工程写真	年次検査後速やかに	1	A 4	
10	業務完了届	履行期間終了月のみ	1	A 4	

- (1) 委託者で様式を指定しているものについては、指定様式によること。
- (2) 上記以外の書類についても、委託者が必要と認めた場合は提出すること。
- (3) 提出書類の内容に変更が生じた場合は、遅滞なく提出すること。
- (4) 着手時の提出書類の表紙に「保険関係成立済」の押印(労働基準監督署印)を受けること。

9 疑義

本仕様書の内容又は業務実施に関して疑義が生じた場合は、委託者と十分協議を行うこと。

10 契約金の支払方法

契約は通年契約とし、別紙支払い内訳表に基づき支払うこととする。1円未満の端数が生じた場合は、その初回（1回目）に支払うこととする。ただし、最終回支払いは本仕様書による履行期間満了時の検査後の支払いとする。

11 札幌市鉄道事業安全管理規程の遵守及び運輸安全管理の徹底

- (1) 受託者は安全第一の意識を持って、札幌市鉄道事業安全管理規程で定める事項を遵守するとともに、輸送の安全を確保するために社内体制を整備し業務従事者にはこれを徹底すること。
- (2) 受託者は、委託者の輸送事業に係る安全管理体制に積極的に協力をするとともに、輸送の安全を確保するため、委託者との密接な連携を図ること。

12 法令遵守（コンプライアンス）の徹底

受託業務の実施にあたっては、法令違反または不適切行為を防止するため、法令及び作業ルール等の遵守を徹底すること。

13 札幌市環境マネジメントシステムの運用への協力

- (1) 受託者は作業に従事する者へ本市の「環境方針」（添付）を周知し、本市の環境配慮に対する取り組みについて理解させること。
- (2) 受託者は、本市の環境マネジメントシステムに合致する形で業務を遂行すること。

車体吊り金具検査特記仕様書

1 業務範囲

車体吊り金具 2 台

1 台当たり

(1) ブラケット部

ア ブラケットの清掃、点検、検査

イ 吊りピンの脱着、清掃、点検、検査

ウ シャックルの脱着、清掃、点検、検査

エ シャックルピンの脱着、清掃、点検、検査

(2) 吊り金具本体

ア 吊り金具本体の清掃、点検、検査

イ 接合部の分解、清掃、点検、検査、組立

(3) スライドクロー部

ア スライドクロー部の分解、清掃、点検、検査、組立、動作確認調整

イ スライドクロー部の清掃、点検、検査

(4) その他

塗装補修、車体吊り金具収納架台の点検

2 検査項目・添付図

別紙 1、2 のとおりとする。

3 塗装補修

(1) 塗装の剥離箇所および腐食箇所を対象とする。

(2) 広範囲の塗装については別途協議とする。

(3) 塗装除外箇所

吊りピン、接合板、接合ボルト・ナット、スライドクロー、スライドラック、ピニオン、ピニオン軸、ピニオンカラー

(4) 塗装仕様

ア 2 種ケレン

イ サビ止め塗料 1 回塗り

ウ 合成樹脂塗料 中塗り 1 回、上塗り 1 回

(5) 塗装色

ア 黒色 関西ペイント アクリック1000 チンチングブラック又は近似色

イ 黄色 関西ペイント アクリック1000 メジウムイエロー又は近似色

4 清掃

(1) 腐食部分はケレンし除去する。

(2) 軽微な汚れは、ウエスで乾拭きする。

(3) 磁粉探傷試験及び浸透探傷試験を行う箇所は、油分・塗装等を除去して地肌を露出させ、検査できる状態にすること。

5 その他

- (1) 腐食が想定される塗装除外箇所は、防錆剤又は潤滑剤塗布等により防錆処理を施すこと。
- (2) 各ボルト・ナット・ビス等の締付時には、ネジロック等の弛み防止剤を塗布すること。
- (3) 接合部分解時は、接合ボルトを全数交換すること。また、接合ボルトは消耗品として受託者が用意すること。

交換数量 1 4 4 組 (F10T-M16×60)

※ 1 組はボルト 1 本、ナット 1 個、ワッシャー 2 個を示す。

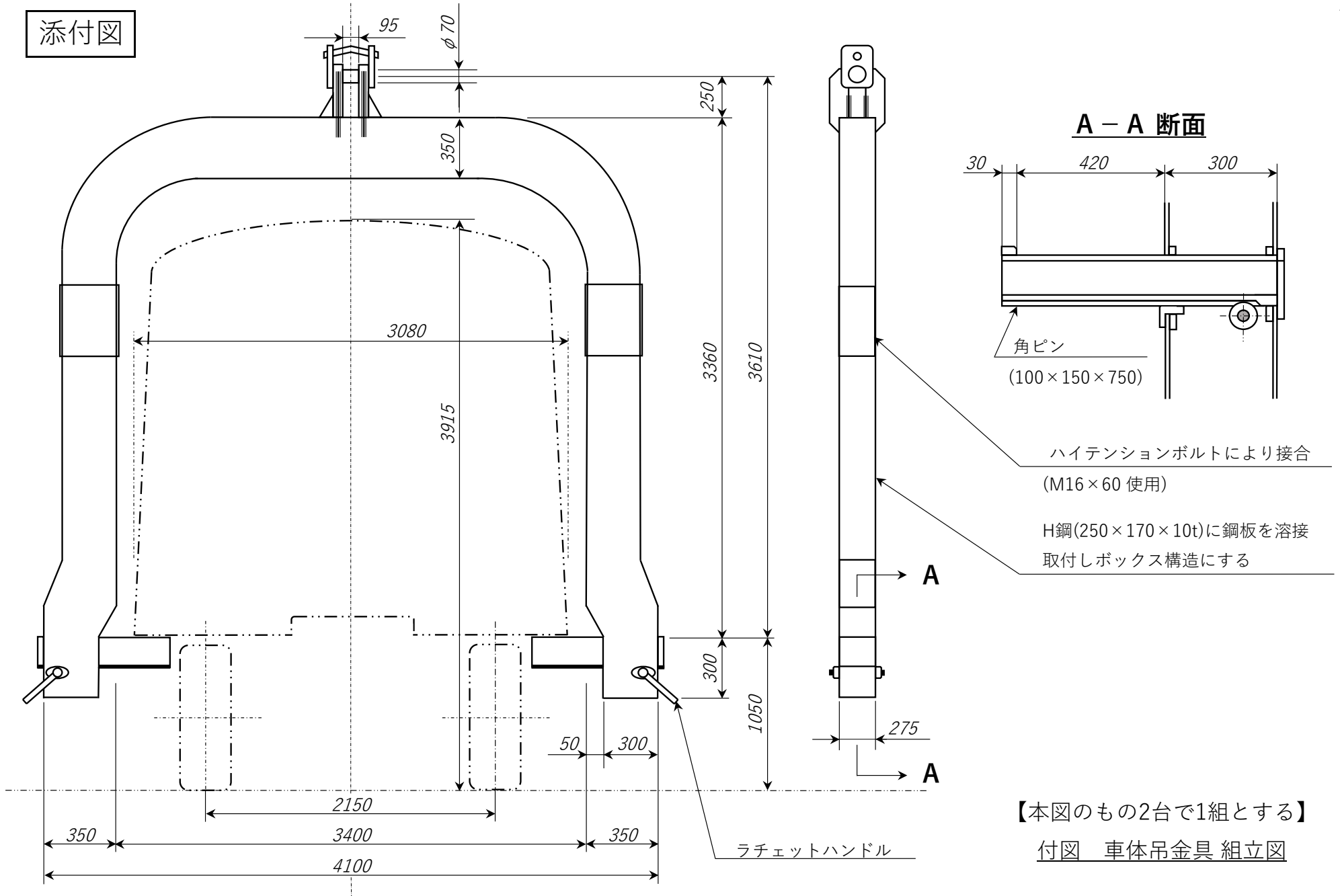
以上

検査項目

車体吊り金具

分類箇所	検査箇所	検査内容	検査方法	検査結果	不良内容及び措置
(1)ブラケット部	ブラケット	腐食及び変形	目視		
		溶接部のき裂	塗膜除去清掃後、浸透探傷試験		
	吊りピン	腐食及び変形	目視		
		本体のき裂	清掃後、磁粉探傷試験		
	シャックル	腐食及び変形	目視		
		溶接部のき裂	塗膜除去清掃後、磁粉探傷試験		
	シャックルピン	腐食及び変形	目視		
(2)吊り金具本体部	本体	腐食及び変形	目視		
		塗装状態	目視		
	接合部	接合板の腐食及び変形	目視		
		接合板のき裂	清掃後、磁粉探傷試験		
		接合ボルト、ナットワッシャーの交換	締付トルク125 N・m		
溶接部の腐食及びき裂	腐食は目視、塗膜除去清掃後、磁粉探傷試験				
(3)スライドクロー部	スライドクロー部	スライドクローと吊り金具本体とのガタ及び固渋	触手		
		スライドクローのスライド動作	ラチェットハンドル操作による動作確認		
		スライドラック、ピニオン、ピニオン軸の給油状態	目視		
		ピニオンの歯の欠損 摩耗、腐食	目視		
		ピニオン軸、ピニオンカラーの腐食、摩耗及び変形	目視		
	スライドクロー	本体の腐食及び変形	目視		
		溶接部及び爪部のき裂	清掃後、磁粉探傷試験		
		爪部の欠損及び変形	目視		
		スライドラック歯の欠損及び摩耗	目視		
	(4)その他	車体吊り金具収納架台	収納部の腐食 変形及びガタ	目視及び触手	

添付図



西車両基地 クレーン定期点検

	支払比率
1回目	3.3%
2回目	2.3%
3回目	2.3%
4回目	2.3%
5回目	2.3%
6回目	73.7%
7回目	2.3%
8回目	2.3%
9回目	2.3%
10回目	2.3%
11回目	2.3%
12回目	2.3%
計	100.0%

業務着手届

年 月 日

札幌市交通事業管理者
交通局長

受託者	住 所 商号又は名称 職・氏名	印
-----	-----------------------	---

業務名 _____

上記業務は、 年 月 日に着手したのでお届けします。

備考 札幌市競争入札参加資格者（物品・役務）は、電子メールによる提出（押印不要）を可とする。送信先等の提出方法は札幌市交通局の指示に従うこと。

業務工程表

年 月 日

札幌市交通事業管理者

交通局長

受託者 住 所
商号又は名称
職・氏名

印

業務名 _____

着手 年 月 日
履行期間
完了 年 月 日

上記業務について、別紙の工程表により実施しますので、承認願います。

備考 札幌市競争入札参加資格者（物品・役務）は、電子メールによる提出（押印不要）を可とする。送信先等の提出方法は札幌市交通局の指示に従うこと。

業務主任経歴書

業務名 _____

業務主任（氏名） _____（ _____ 歳）

1 職歴、法令による免許、資格

取得年月日	免許・資格

2 最近の主な業務経歴

履行期間	業務内容	発注者

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

受託者 住所
商号又は名称
職・氏名

印

備考 札幌市競争入札参加資格者（物品・役務）は、電子メールによる提出（押印不要）を可とする。送信先等の提出方法は札幌市交通局の指示に従うこと。

業務委託－第11号様式

供覧	課長	係長	係

実施報告書					
					年 月 日
札幌市交通事業管理者 交通局長					
受託者（住 所） （商号又は名称） （職・氏名） （現場責任者）					
					印 印
下記のとおり、作業を実施しましたので報告します。 記					
業務名 []					
業務履行期間 年 月 日 から 年 月 日 まで					
実施日	作業場(箇所)	作業実施内容	作業時間	その他	作業者 氏名・印
(その他)					

備考 札幌市競争入札参加資格者（物品・役務）は、電子メールによる提出（押印不要）を可とする。送信先等の提出方法は札幌市交通局の指示に従うこと。

-----（以下、札幌市交通局使用欄）-----

業務履行確認欄					
					年 月 日
上記のとおり、実施報告書の提出がありましたので履行の確認をしました。					
交通局 部 課 係				氏名 印	

課長	係長	係	この業務の検査員に下記の者を命じ、検査を 年 月 日に実施してよろしいか。 検査員

業 務 完 了 届

年 月 日

札幌市交通事業管理者
交通局長

住 所
受託者 商号又は名称
職・氏名 印

業務名 _____

上記業務は、 年 月 日に完了したのでお届けします。

備考 札幌市競争入札参加資格者（物品・役務）は、電子メールによる提出（押印不要）を可とする。送信先等の提出方法は札幌市交通局の指示に従うこと。

-----（以下、札幌市交通局使用欄）-----

受 付	年 月 日	完了を確認した職員 (氏名) 印
-----	-------	---------------------

課長	係長	係

この業務の完了検査に係る検査員に下記の者を命じ、
年 月 日に検査を実施してよろしいか。

検査員 （役職・氏名）

環境方針

1 基本理念

札幌市役所は、地球環境への負荷を継続的に低減するため、エネルギー使用量及び温室効果ガス排出量の削減など、環境配慮取組の推進に努めてきました。

近年、気象災害をはじめとした気候変動の影響が深刻化する中、脱炭素社会の構築に向けて、気候変動対策は大きな転換期を迎えています。

札幌市においても、地球の平均気温の上昇を1.5℃に抑える努力を追求するというパリ協定の目的を踏まえて、2050年の目標に「温室効果ガス排出量を実質ゼロにする（ゼロカーボン）」を設定するとともに、2030年についても高い目標を掲げて温室効果ガスの排出量の削減に取り組んでいくこととしました。

札幌市役所は、市域の温室効果ガスの約6%を排出する市内最大級の事業者であり、自ら排出量の削減に率先して取り組む姿を市民・事業者へ示していくことが必要です。

そのため、徹底した省エネルギー対策を進め、そのうえでどうしても必要なエネルギーは再生可能エネルギーへと転換していくことを基本的な方向として、環境マネジメントシステムによる継続的改善を図り、札幌市役所の事務事業に伴うエネルギー使用量及び温室効果ガス排出量を着実に削減していきます。

また、国連「持続可能な開発目標（SDGs）」の視点を踏まえ、環境配慮取組を推進することで、温室効果ガス排出量の削減のみにとどまらず、経済、社会分野の統合的解決を目指すとともに、市民・事業者・行政が協働し、一体となって脱炭素社会に向けて取り組むことで、「心豊かにいつまでも安心して暮らせるゼロカーボン都市『環境首都・SAPPORO』」の実現を目指してまいります。

2 基本的方向

全ての部局は、所管する事務事業について、環境に関する法令を遵守することはもとより、SDGsの視点も踏まえながら環境配慮取組を推進し、脱炭素社会の実現に向けて、以下の項目に重点的に取り組みます。

- 1 徹底した省エネルギー対策を進めます。
- 2 再生可能エネルギーの導入を拡大します。
- 3 移動における脱炭素化を進めます。
- 4 廃棄物の発生・排出を抑制し、省資源・資源循環を推進します。
- 5 環境負荷の少ない製品やサービスを利用します。
- 6 事務事業のみならず、公共工事・委託業務における環境負荷を低減します。
- 7 環境問題に関する啓発・教育活動を推進します。

この環境方針による環境活動の成果は、市民に公表するとともに、市民からの意見を市政運営に反映させていきます。

令和3年4月1日

札幌市長 秋元克広

札幌市環境局

クレーン年次点検 積算内訳書

名 称	仕 様	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考
1. 天井クレーン	10t/3t	基	1			工場線 No.1
(単価内訳)						
(1) 点検作業員	専門技術者	時間				
(2) 点検作業員	業務責任者	時間				
(3) 点検作業員	業務要員1	時間				
単 価 小 計						
2. 天井クレーン	10t	基	1			工場線 No.2
(単価内訳)						
(1) 点検作業員	専門技術者	時間				
(2) 点検作業員	業務責任者	時間				
(3) 点検作業員	業務要員1	時間				
単 価 小 計						
3. 天井クレーン	10t/3t + 10t	基	1			搬入庫
(単価内訳)						
(1) 点検作業員	専門技術者	時間				
(2) 点検作業員	業務責任者	時間				
(3) 点検作業員	業務要員1	時間				
単 価 小 計						
4. 天井クレーン	7.5t/2t	基	2			台車作業場
(単価内訳)						
(1) 点検作業員	専門技術者	時間				
(2) 点検作業員	業務責任者	時間				
(3) 点検作業員	業務要員1	時間				
単 価 小 計						
5. モノレールホイスト	1t	基	4			MM作業場2台 空制・弱電室 各1台
(単価内訳)						
(1) 点検作業員	専門技術者	時間				
(2) 点検作業員	業務責任者	時間				
(3) 点検作業員	業務要員1	時間				
単 価 小 計						

